

第9回柳瀬川・空堀川流域連絡会(第7期)(全体会)

日 時 平成26年3月5日(水)14時3分～16時20分

場 所 北多摩北部建設事務所2階第1、第2会議室

出席者 都民委員 8名
団体委員 4名
行政委員 6名
事務局等 7名

配布資料 1 次第
2 法面保護工イメージ
3 柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備について
4 柳瀬川・空堀川合流点 改善提案
5 議事録(第8回)

議 題 1 開会
2 挨拶
3 報告事項
今年度工事の契約状況について
4 議題
柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備について
5 その他
6 閉会

【 議事要旨 】

● 全体会

【開会】

(事務局) まだ2名の委員の方がお見えになっておりませんが、定刻になりましたので、ただいまより第9回柳瀬川・空堀川流域連絡会を始めたいと思います。

まず最初に、配付資料の確認からさせていただきます。(資料確認)

それでは、次第にのっとりまして進めさせていただきます。

座長の挨拶ということでよろしくお願ひいたします。

【挨拶】

(座長) 改めまして、皆さん、こんにちは。雨の中、足元の悪い中、大勢の方に出席していただきまして、御礼申し上げます。また、きょうは行政委員の方が何名か欠席です。この時期になりますと議会が開催しております。私ども東京都議会も今開催中ということで、きょうは一般質問をやっているということでございます。

流域連絡会につきましては、今年度、3月という区切りの中での最後の会ということでございます。忌憚ない意見交換をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局) それでは、引き続き座長のほうからの進行をよろしくお願ひいたします。

(座長) 次第を見ていただきますと、報告事項が今年度の工事の契約状況、議題としまして柳瀬川・空堀川新合流点ということです。最初の報告事項の中では、特に東大和市管内の工事状況の話が出ますので、副座長から、東大和地区の状況も、これまでの流連の中での意見交換も多少交えてやってみたらどうかというお話がありますので、特に水循環分科会の〇〇まとめ役からの御発言も、これまでの経過を踏まえましていただくような形もどうだろうかということもございましたので、そんな内容をお願いしたいと思ひます。これにつきまして約30分、2時35分ぐらいまでやっていただきまして、次の議題、4番目が柳瀬川・空堀川新合流点について。いつも少し時間を延長して16時ちょっと過ぎになりますが、最後にその他という項目で次回以降の連絡事項等に時間をとるということでございますので、15時50分を目安でお願いしたいと思ひます。そのようなスケジュールでお願いしたいと思ひます。

それでは、次第の報告事項を事務局からお願ひします。

(事務局) それでは、報告事項でございます今年度工事の契約状況について御説明をさせていただきます。特に資料はございません。

昨年の11月6日の流域連絡会の中で、25年度の工事発注を予定しているものの概要を説明させていただいたところでございますが、それから期間もたちまして契約手続が進んできております。その状況を説明させていただきます。

1つ目が、奈良橋川整備工事(その2)でございます。こちらにつきましては、東大和市高木三丁目、空堀川と奈良橋川の合流点付近の区間の整備ということで、護岸工、橋梁下部工、管理用通路整備などを含めて実施するというところで、27年3月までの予定で計画をしております。現在契約手続中でございます。あした、3月6日開札予定でございます。これにつきましては、実際に発注されている案件は奈良橋川整備工事(その2-2)となっております。

1度契約手続を進めて12月2日に開札を行っているところですが、希望される業者がいなかったということで、契約不調で1度とまっております。そのため再度契約手続を行っているということで、明日の開札が予定されております。

続きまして、空堀川整備工事（その70-2）でございます。東大和市高木三丁目、新宮前一の橋上下流の区間で、河床整備といたしまして粘土張りを行う工事でございます。これにつきましては、2月7日に契約をいたしまして、現在、現場施工に向けた準備を行っているところでございます。

次に、空堀川整備工事（その66）です。東大和市奈良橋五丁目、現在の庚申橋調節池の区間でございます。護岸と河床の整備を行う工事でございます。2月25日に契約をしております。こちらも現在、現場施工に向けた準備を行っているところでございます。

最後に、空堀川整備工事（その71-2）です。東大和市芋窪五丁目地内、芋窪街道の立野橋の上流区間で、護岸工及び管理用通路整備工事を行うものです。これは、9月に既に契約を済ませておりまして、現在護岸整備を進めているところでございます。

以上、4件が今年度実施し、また実施を予定しております工事でございます。

(座長) 繰り返しますが、奈良橋川整備工事、これは空堀合流点部分になりますが、あした開札です。2番目として空堀川整備工事（70-2）。これは粘土張りの工事ということで、高木橋の上流という目標でいいんですか。2月7日に契約したということで、今準備中です。3番目として空堀川整備工事（その66）。現庚申橋調節池の部分の工事ということで、2月25日契約、現在準備中です。4番目が空堀川整備工事（その71-2）。芋窪街道周辺ということで、9月に契約して現在施工中ということでございます。

ここら辺について何か御質問等がございましたら。

(都民委員) その66というのはどういう格好なんでしょうか。図面等はいただいているような気がするんですけども。

(事務局) 11月6日の際の説明の中で、平面図についてはお配りしたとおりでございますけれども、やる内容につきましては、先ほど申し上げた庚申橋調節池区間の土の埋め戻しと、調節池としての構造物がございますので、そういったものを取り壊したり、現在の河川と調節池のところが交錯しておりますので、その区間は護岸をつくるという部分もこの中には含まれております。

(都民委員) 工期はいつまでですか。

(事務局) 予定としては、27年3月でございます。

(都民委員) 27年の3月には、庚申橋調節池のポンプ場はとめるということですか。

(事務局) はい、そうです。

(座長) 工期の話が抜けていたので、もう1回、4件、お願いできますか。

(事務局) 最初に御説明した奈良橋川の整備工事につきましては、27年3月を予定しております。これから1年ということになります。

空堀川整備工事（その70-2）、先ほど言いました粘土張り、高木橋の上流、新宮前一の橋の上下流の区間、ここについての粘土張りにつきましては、現在、26年3月いっぱいを目標にしております。

空堀川整備工事（その66）につきましては、先ほど御説明したとおり、27年3月というものです。

空堀川整備工事（その71-2）、芋窪街道の上流側の区間につきましては、ことしの3月で

終わる予定にしております。

工事の進捗によりまして少し延びる場合もあるかと思いますが、今の段階ではそのような目標で事業を進めているところです。

(座長) ありがとうございます。引き続き、御質問等がございましたらお願いします。

(副座長) 一言いいですか。今の説明で概略はわかったんですけども、やっぱりこれは資料をつけるべきですよ。簡単な資料でいいので。今しゃべったことはA4、1枚で十分まとまるはずですよ。きちっと情報共有をしていくという姿勢を示してもらいたい。それはできるんだからぜひやってほしいです。まことに不親切という感じを受けます。一言申し上げておきます。

(座長) 分科会のほうでも、その66工事のエリアについてはいろいろ御議論していただいているところです。旧川の扱いについてというところのエリアでございます。

よろしゅうございますか。

それでは、また最後にその他もございまして、若干早いですが、4番目の議事ということで、柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備についてということで、前回もお話をさせていただいた続きといたしますか、いろいろ御意見が出ておりますので、お願いしたいと思います。

(事務局) それでは、説明させていただきます。配付資料に、A3のカラー判で1枚、柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備についてでございます。本日御説明いたします内容としましては、こちらの配付資料の説明及び、前回御質問がありまして説明し切れなかった護床ブロックの設置について、新柳瀬川左岸側の管理用通路の配置、現柳瀬川・空堀川の合流点にある落差工の整備についてということで御説明させていただきます。

【資料3】柳瀬川・空堀川新合流点付近の整備について（説明）

以上で、これまでの検討課題、内容、東京都の整備方針、そして前回の流域連絡会の際に説明し切れなかった事項について御報告をさせていただきました。ありがとうございます。

(座長) それでは、先ほどの資料紹介の中で、今の部分にかかわる資料ということで、3名2団体の方から配付資料の提示がございますので、順番に概略と資料の説明をしていただければと思います。

まずは、〇〇委員から出ておりますA4横のスケッチの資料があるかと思いますが、これについて〇〇委員のほうで概略、御説明をお願いしたいと思います。

(都民委員) 最初に私のほうから御説明をさせていただきます。改善提案ということで、北北建さんのほうから資料を2回ほどいただいているわけですけども、これを見ていて、今、護床ブロックの御説明もありましたけれども、これは〇〇さんにお送りしていますけれども、今空堀川はこういう状態になっているところが大部分なんです。ブロックでうまくいっていないんです。落差工の下もこんなになっている。その後、下流側は、自然にこういう形で……。

(副座長) 〇〇さん、全員に見えないからこちらで。

(都民委員) 実施に今、ここの上流側が落差工なんですけれども、こういう形でブロックが沈下してしまっているところが大部分です。さらに、その下流を見ますとこういう形です。今の護床ブロックの下流側で、ここにやはり淵のような形に自然になって、この状態である程度落ちついてるのが現状です。

あと、いい例としましては、これは上水橋の上流ですが、こういうコンクリートで枠が組んでありまして、その中にかご石と呼んでいますけれども、最適な大きいものをつくっています。

あるいは、これは向こうが西武線ですが、その手前の久米川橋の上流側、見た目には余りよ

ろしくないんですが、布団かごと呼ばれる金網の中に、先ほど申し上げたような石を積めている。こういう他都市でやった例では、15年以上両方ともたっていますけれども、そこは余り傷んでいないと私は見えています。その辺の後の管理、北北建さんがどのように管理されるのかわからないですけれども、1つの河川マネジメントですから、プラン・ドゥ・チェック・アクト、はっきり言って、プランとドゥしかおやりになっていない、過去の方はいろいろ苦労されたので、いいものを取り入れて、これからいいものを残そうというのがやはりエンジニアなんじゃないかと私は思っているんです。

そういう意味で、柳瀬川のほうでは、これが落差工です。これについても形を変えたらどうかということ。ここの間については、今言ったように枠の中に詰めたような形にしたらいかがでしょうか。この部分については、落差工の後に減勢工というのが、ダムなんかだと必ずプール状になっているんですが、先ほどお見せしたように、自然の形に近いような、こういう形で落ちついるわけですから、これに近い形にすればそんなに無理がないんじゃないかと思っております。

それから、平面図のほうは、先ほどのこれをちょっと変えたらいかかが。

もう1つは、連絡橋のデザインです。

こちらは、空堀川のほうの落差工です。やはり今のような形では同じような問題が起きてきてしまいます。

管理通路については、所沢市の市道があるので、ここには緊急車両はつなげないといけないと思いますけれども、こちら側については幅を狭くする。こちらについては、緊急車両ということもあるので、一応4メートルでもいいんじゃないかと。ただし、こちら側に住宅がありますので高さ2メートル程度の目隠しの植栽をつくれば、今はちょうどこの真ん中を分断してしまっていますから、ここに緑地帯をつくれないうんです。大きな木を植えられないんです。ですから、このような形にして、ここに4～5本程度は高木が植えられると思いますので、今は高木ではなくてもいいんですけれども、将来高木になる木を植えればいいと思います。

2ページ目です。左上は新柳瀬川の落差工ということで、断面では右下になります。これはダムでよく使われるような放物線状の落差工にしたらどうか。直壁でいきなり落とすというのは余りにも体裁が悪い、デザインになっていないんじゃないかと思えます。それから、この下流にも、普通ダムもこういう形になっていまして、ここに減勢工と呼ばれるものを必ずつくるんです。そういった形を考えたらよろしいんじゃないかと思えます。上から落ちてきますと、ここで超水現象が起きてどうしても渦を巻くような形になります。この長さがある程度確保しないとイケないということで、ここについては、今言ったような長さを余りとらないで済むような形、布団かご。

左下の連絡橋のデザインですけれども、これはアーチ橋的なイメージにされたらいいと思います。後ろ側が非常にいい場所になります。これは参考例として、今の河川工学の教科書を45年ぶりに買って見たんですけれども、そこに載っていた河川景観の絵です。これはエーボン川という川で、シェークスピアが生まれた町の近くだそうです。この向こうにアーチ橋がかかっている。こういうイメージがいいんじゃないかということです。これは外側の高欄の部分をこういった石のような型枠がありますので、今のコンクリートの真っ白な形ではなくて、カラークリートで色をつけたらいかかがでしょうかという御提案です。

それから、空堀川の落差工につきまして、右上のようなイメージです。アーチ状にして、多

段式にしてあげれば、1段を20センチ以下ぐらいにすれば、何とか今このあたりで生きている魚も上って行って、その間に段々に石を、先ほどブロックの絵を見せていただきましたけれども、ああいう形にすれば、流れの変化ができて魚が上っていけるんじゃないかということです。今、イギリスの話でしたけれども、名古屋にもこういうところがあるそうです。私は行ったことがないですが、こういう形で名古屋の都市景観賞をいただいている、これは日本だけではありません。ほかのところにもあります。

3ページは、いただいた図面に、スケールが中途半端でわかりにくかったんですけれども、大体こんなイメージにすればいいんじゃないかと考えています。

説明は以上です。

(座長) 質疑はこの後ということで、続きまして、〇〇委員所属の川づくり・清瀬の会さんからの提案書です。

(団体委員) 川に対する要望書というのは、もう支所長さん宛てに早くから出させていただいて、今回は提示されていないんですけれども、今の現状について、せっかくとっていただいた河畔林のところのかごマット、要するに、法面の保護工、そういうものをせっかくとっていただいたのに、分流工を置いたら同じように掘られていくんじゃないかという心配がありますのでいくつかの提案をさせていただきます。

きょうはこうして全体会で合流会について、あるいは東大和について話し合いがされるんですけれども、前回のように、話し合いが分科会としてなってしまったときに、みんながかかわれないということで、まず文字の間違いなんですけれども、既に7期に入っておりますので、5期と書いてあるので、6期12年と訂正していただきたいと思います。

今まで流連は、現場を見せていただく、あるいは進行状況の説明や報告のみで、一切かかわることはできませんでした。ですけれども、今期の1月の流連で合流点の図面の説明があり、流域連絡会でも意見交換がなされるということで、その結果がきちんと河川工事に反映されるという、大変大きなこの会の目的が与えられたということで、今までの流連とは大きく変わった1つだと思います。私たちが今後かかわっていききたいというものに対して、それを形として出していただいた本当にありがたいと思います。それにつきましては、これからいろんな話し合いをしていく上で、しょっちゅう改修や補修の話をするわけでもありませんけれども、改修ということになりましたら、やはりみんながかかわっていききたい。ですから、今のままの空堀川の水量確保ということを目的にした水循環分科会、生態系、景観維持管理等の環境について話し合う環境分科会、この2つに分かれてしまっただけでは、改修とかについての話し合いの場ができにくくなっていきます。ですから、その辺のことをよく話し合いしていただいて、みんながかかわっていくのか、どうするのか、組織を変えていかなければならないと思います。

そして、流連の検討結果が、今お話にあったとおり、18年から、23年から、地元でも長いこと話し合いができていて、複断面を単断面に、また河畔林をきちんと残しましょうという合意事項が幾つかあります。そういうものと、ここで話し合うことでの整合性をきちんとしていかなければいけないと思います。同じこれから話し合うのでも、場所によって環境、改修形態がそれぞれ違ってきます。地元の皆さんの思いもあります。誰もが話し合いをしていくのに共通の理解と共通認識を持って検討していかなければなりません。これからも連絡会のあり方として1回、2回、現場を見るのではなくて、改修について話し合いますということで、目的を持って現場を見学し、そしてその話し合いには専門家、アドバイザーさんが必要かもしれません。

そしてまた、地元の皆さんと同時に検討会を開かなければならない場面が出てくるのではないかと思います。そういうことについて、この会の組織、運営、方向性について、まずちゃんと話し合っ、そして川の改修について取り組んでいかなければいけないと思ひまして、ちよつと御提案を出させていだきました。よろしくお願ひいたします。

(座長) ありがとうございます。

それでは続きまして、〇〇委員が所属しております清瀬の自然を守る会さんのほうから、要望書が出されておりますので、そちらの説明をお願いします。

(団体委員) 2枚つづりのものですが、柳瀬川・空堀川合流河川事業部における河畔林保全等に関する要望、清瀬の自然を守る会として要望を出しています。その説明を簡単にさせていただきます。

この要望書は、河畔林の保全に力点を置いて書かれています。この河畔林は大変すばらしいところだ。柳瀬川で残されている非常に貴重な河畔林だとして、自然植生で何十年もかかってでき上がった河畔林だ、また、下草層も、オドリコソウとかイチリンソウ、ニリンソウ、在来の柳瀬川固有の河畔林が残されています。しかも、延長は300メートル、幅は前後いろいろありますけれども、下流へ行くと薄くなりますけれども、平均的に言えば10メートルから15メートルぐらいだと思ひます。まだまだ後ろが畑で、そういう面では、河畔林として十分機能していくし、これからも河畔林の再生が図れるという非常に良好な河畔林で、柳瀬川と一体となった、柳瀬川の昔の風景が残されている。そういう本当に貴重な河畔林、大変貴重なんだということをもっと最初に御報告させていただきます。

要望書の内容としては4点ほどにまとめてあります。中ほど、1、法面保護工についてと書いてあります。そこに(提案)として提案項目が書いてあります。1の法面保護工については、先ほど〇〇さんの説明にありましたように、現在の状態を維持するということにおいて、この工事では法面保護工をしないでその後の状況の中で考えていきたいという御説明がありましたので、この提案内容が活かされていると思ひますので省略させていただきます。

1の趣旨が、あくまで河畔林の保全ということにありまして、そのもう1つの案件として、2、分水工について書いてあります。分水工については、先ほど御説明がありましたけれども、現在計画されている分水工は、スライドに載っていますように紫色の部分が現在の水際に接している。どういうことかといひますと、紫の部分に現在柳瀬川が流れています。そこを堰きとめるわけですから、当然水は河畔林川に行くわけだ。河畔林の川幅は計画でいいますと大体6メートルぐらいあります。6メートルぐらいの新しい川が河畔林側に寄るわけだ。現在の護岸からしますと8メートルぐらい河畔林側に寄るわけだ。さらに、そこをブロックないし、法面保護工がどうなるのかわかりませんが、ブロック等で多分かためるんだらうと思ひます。

当初考えられていた法面保護工の一番上端とハイウオーターレベル。ハイウオーターは水を幾つ流そうが関係なく、新川のほうにも、現河川のほうも、ハイウオーターについては同じ水ですので、ほぼ同じ高さになってくるわけだ。その上端からさらに1.5メートルの位置にハイウオーターが、洪水時の水位がある。その部分だけさらに河畔林側に水が寄せられてくる。そのことが河畔林に対してどのような影響が与えるのか、それをここに説明してあります。

それは、現在水際の部分のごろた石については、ブロックを敷くわけですから全て撤去になるわけだ。そこからさらに河畔林側については砂州、寄り州が発達してあります。

寄り州というのは、今は内濫と言うんですが、洪水が出たときの内側になるものですから残っているわけですが……。

(座長) ○○委員、前に行って指しながらお願いします。

(団体委員) 分土工といったのはこの紫ですけども、現在川が流れているのがここです。それを8メートルほど寄せますと、この線が現在の水の流れている境目です。その水が、当然こっち側に河畔林側のほうに寄るわけです。

今御説明していたのは、この四角いのがブロックですが、これがどういう形であれ敷かれますので、この辺の形が大幅に変わる。それから、ここは砂です。柳瀬川の上流から来た砂が、外側に流れるものですから内側のほうに体積します。その上を洪水が流れます。その洪水が流れるところが、先ほど言いました、法面保護工の上からさらに1.5メートル。そうすると、どう考えても、この砂は流されるだろうと。

実はここにあるのが、河畔林の下草工として非常に貴重な植生になっているところなんです。それがまず流されていくだろうと。当然そういうところですから、河畔林の若木が生えています。その生育状況が変わってしまう。そういうことがごく普通に考えられる、ちょうど天井ぐらいのところに流れていくわけです。この高さが1.7メートルですから、その上にハイウオーターがあるわけです。この天井ぐらいの水がダアーっと流れてきたときに、ここにある砂が流されないという事はあり得ないわけで、そういったことを心配します。その心配があるがゆえに、提案としては、今回の工事からは、とりあえず外していただきたい。それで、こちらに流れる状況を現場で検証した状況において、どういう方法が適切なのかということを検討していただきたい。それが提案です。

提案の中で何も根拠がなく提案するのは無責任なので、私が考えているのは、中小河川に関する河道計画の技術基準であったり、砂防技術基準にも載っているんですが、2メートル程度の流速河川においては、寄せ石、捨て石等の検討をしていただく。その上で護岸を検討なさいとされているので、そのことが私が言った現場を検証してからというのは、そういう具体的な1つの考え方を持っています。

この下流には、既にその修正が現在されています。つまり、当初、22年までの懇談会の経緯の中であった下流の条件、自然河岸の条件が、既に現場は変わっているわけです。そういう変わった条件を踏まえた上で、今回についてはとりあえず外していただいたらどうでしょうかというのが、あくまでこの河畔林の一番すそ野の部分に対する影響を十分勘案して、その上で、分流の仕方ないしは分流の量についても検討されたらどうかと思います。

3番目が、川幅についてということで、3ページになります。具体的にはこの部分を言っております。北北建さんの模型実験の流速分布という資料がありますけれども、その流速分布を見ても、ここが非常にタイトな状態になっています。非常に窮屈であるがゆえに、この部分で最も流速が速くなる。流速6メートルぐらいで、かなりのものです。神田川とか石神井川の流速が7メートルぐらいです。7メートルの洪水の流速がどういうものか、実際現場で見れば、それは恐ろしい、一步踏み込んだら多分死ぬなど、7メートルの流速というのはそういう流速です。そういう流速に対して6メートルですから、かなり暴れるわけです。なぜか。タイトだからです。だから、私はこういう分流だとか合流地点は広げるべきだろうと。これは計画の基本でもあると思います。広げることによって、流況、波打ったり、流速だったりやを一定程度穏やかにしてやる、その上で分流させてやる。そのほうが有効だろうと思います。そのための川

幅を広げる。

ここに2メートルほどあります。現在護岸がこういうふうになっています。赤いこの部分です。それがこっちにきますとこのようにずれています。ここがちょうど合うところなんです。ですから、私たちは、ここを広げるとか長さを縮めるとも言っていません。ただ、ここでやるんだったら、ちょっとすりつけても同じでしょうと。そこの差はないでしょうと。それを提案しているわけです。そのことによる目的は、ここのタイトな押し押しの条件を緩和してやったらどうでしょうかという話です。

4番目は、植栽地についてと書いてありますけれども、ここの植栽のことです。流連の方々は、この近辺の河畔林状態を御存じだと思います。保全地域が集中しておりまして、非常に良好なところなんです。そういった場所ですので、自然植生をできるだけ生かしていきたい。つまり、この河畔林は非常に貴重なものであり、柳瀬川の将来のモデルになっている。それもここだろうと。

先ほどこれについての3つの条件が〇〇さんから御説明がありましたけれども、5%から8%、ここの差が1メートル。それを割り算すると、1割る0.08なり0.05ですから15メートルから20メートルになりますね。そうしますと、私は、ここがこういう形でいけば、さっき3メートルと言いましたけれども、ここを通る車だから3メートルですけども、歩行者だったら、車椅子だったら、現在の道路交通法では2.5メートルでいいはずなんです。車でなければ3メートルとらなくてもいいんじゃないか。だから、ここは15メートル確保すればいいだろう。そうすれば、ここは福祉の条例をクリアしていこうと。駅などでよく見かけますね。改札に入ってホームに行くところに結構ありますよね。ああいったイメージを思い浮かべていただければいいと思います。

緊急車両については、ここに隅切り部をつくれれば入れます。通常の橋は、都市の橋というのはこういうところが広いですよ。もったいないからです。ぎりぎり道路をつくっていますから、できるだけそういうところで問題解決しております。それで3つの条件は解決するだろうと。

流れと緊急車両と、もう1つ何かあったけれども、その3つの条件はクリアできるということで、これについてはこの緑の部分のできるだけ最大限生かしていただいたらどうなんだろうということ。これは先ほど前向きな御説明があったので、具体的な提案も私は可能かなと思います。

先ほど〇〇委員から落差工についての話があったものですから、それについて、提案外ですから短くやります。今、川づくりにおいては淵をつくらうということが真剣に考えられています。何で淵をつくるかという、そこですね。淵をつくるということは、川づくりにとって非常にメインテーマになっています。それは、川だからです。当たり前のことですけども、淵をつくらうという〇〇委員の提案は的を射ていると思います。それは、護岸を傷めるという非常に大きな問題があります。したがって、それをいかに川の真ん中に持ってくるかということが真剣に考えられています。新しい工法も考えられていますので、私は淵をつかって、当然その反対に瀬をつかっていくこと。これは川づくりのテーマの1つになっているなと思います。

さっき、深く掘れるというお話がありましたけれども、やみくもに深く掘れるわけじゃないんです。深掘りというのは、川の力と河床の力のバランスの中で掘れていくわけですから、どこまでも掘れていくものではありません。それは川の力、これは水頭差です。水の流れというの

は高いほうから低いほうへ流れますので、その高さの差によってエネルギーが発生します。それに対して、そのエネルギーを解消するのは、河床と水の流れとの摩擦です。これはどこかでバランスします。バランスするという事はそれ以上掘れないということです。そういったところをきちんと考えると。

それで、自然河床なのか、自然堰なのか、ブロックなのか、全て条件が変わります。ある程度どこかでバランスをします。そのバランスをとったところに滞ができます。その滞を具体的に計画の中でイメージアップして、それを現場に生かしていく。これは川づくりの設計者が一番自分の力を発揮できる場所だと思います。これはぜひ、北北建の工事二課でそういった力を発揮していただければと思います

以上で説明を終わらせていただきます。

(座長) 3名の方から、きょうの資料ということでお話がありました。その前段で事務局側からの追加の説明等がございました。

まず、〇〇委員の護床工あるいは落差工の構造、それから次の〇〇委員からの流域連絡会の一番目の目的についてというような問いかけ。3番目は、〇〇委員の基本的に河畔林の保全が大前提の中でのそれぞれの構造についての取りやめ、あるいは提案ということだったと思います。法面工の取りやめ、あるいは分土工の施工の取りやめ。具体には、分水構造の取りやめをした後の状況を見るというようなお話。捨て石というお話もそこにはありました。それから、正面の図面で見ますと、現柳瀬川の右岸側をなるべく広くとれないだろうかという話。最後には、植栽地の話があったかと思えます。

ここら辺について、事務局側からの説明もあわせて、お三方の趣旨説明を含めて質問、あるいは御意見ということでどうでしょうか。

(副座長) 今、具体的な提案がありましたので、東京都さんの案として出てきたもの、今の具体的な提案が検討可能なのか、検討の余地があるのか、いや、もう全くないというふうに反論されるのか、そこから入ったらいかがかなという気がするんですけども。

(座長) そうですね。それと委員さん、それぞれのお考え方もあるかなということで、私はこんな発言をさせてもらいました。いや、そうじゃないんじゃないのとか、こうじゃないのということもあろうかと思えます。

もうちょっと整理させていただきますと、皆さん、お三方の話の中で、事務局から、これまでの説明についての変更点というのがあったかと思えます。具体にもう1回説明してもらいますが、1番目が、現河畔林と言われている部分の法面工というのが、状況を確認しながら実施するという事なので、見合わせるという言い方ですね。それから、〇〇委員の最後の植栽の部分についての三角地、あそこについては事務局側の条件はありますが、基本的には市さんの教義の中でオンしていてもらったらどうでしょうかということ。福祉のまちづくりの要件とか、幅の要件はありますが、基本的にはそれを念頭に入れた上で計画を、市さんなりとの協議を詰めてくださいというようなことのように整理します。

そうしますと、残る部分についてどうなんだろうかということになるかと思います。その中で、事務局としますと、まずは〇〇委員の護床工あるいは落差工について、もうちょっと補足があればどうでしょうか。

(事務局) 説明をさせていただきたいと思えます。今ありましたように、まず、落差工に関してですが、これは以前の流域連絡会の際にも御説明させていただいております内容と一部かぶってしま

う可能性もあるんですが、今回、落差工というのを柳瀬川区間と空堀川区間、それぞれ1基ずつ整備いたしますけれども……。

(座長) その前に、〇〇委員の提案内容の質問とかはどうでしょうか。

(団体委員) 質問じゃないんですけども、まず、28年度、空堀本川のほうはまだ間がありますので、ちょっと時間を置いてください。まず分流点のところの落差工、そして今ここに淵をつくってくださっているんですけども、本当に大事なことです。その淵も決して掘られないようにウォータクッションを入れてつくっていただく。そうしますと次から次へとブロックを置いていく必要が全くないわけですよ。ここには本当にきれいな湧水がたくさん出てくると思うんです。上流の護床ブロックはまだ皆さんのお考えがいろいろあるかとは思いますが、直壁であっても少し勾配を緩くしていただいて、1対5ではなくて、1対7、1対10というふうに勾配を緩やかにしていただければ、そこには堰がありますので、ふだんはそこからは落ちてきませんので、勾配をちょっと緩やかにしていただければ、洪水時にはそこを上っていくのではないかと思います。

もう1つ、護床ブロックは、今空堀でも本当に困っているんです。ブロックを置かれるとその下は次々と崩れていって、そしてまたその下へブロックを置く。三面張りがどんどんふえていく。そして、せっかくの水際が掘られて魚がすめなくなってきたということを考えますと、淵なところはしっかり淵にしていく、その淵が困れば、やっぱりその下にブロックを入れていただく。1メートルなら1メートル、1メートル以上なら1メートル以上、その下にブロックをしっかりと入れていただく。そんな考え方で施工していただきたいと思います。

(座長) ほかによろしいですか。

では、事務局のほうからお願いします。

(事務局) 〇〇委員から今御質問があったように、今回、落差工としては柳瀬川区間と空堀川区間、合計2基設置しようと考えています。前回の流域連絡会の際にも御説明させていただきましたように、まず落差工の形式については、床どめ工の延長が、おっしゃられているような車屋橋下流側のような緩傾斜型落差工を設置する場合、今回提案させていただいている直壁型落差工を設置する場合よりも約10メートルほど長くなってしまいます。

(都民委員) それは私は提案していないから、今のでいいですよと申し上げているはずですよ。

(事務局) その落差工に関しまして、ここにプール状の淵を設けてほしいという御質問がありましたけれども、まず現状から言いますと、空堀川区間にはプール状の淵を設けるような設計になっています。柳瀬川区間に関しましては、現在の設計ではプール状の淵はないというのも、左岸側の護岸ができてしまっていますので、これ以上変えられないという状況でございます。それを1点、現状についてお話をさせていただきます。

それから、先ほど座長のほうからも御説明があった通路に関しましては、3点の条件がございます。

(座長) 通路の話はいいですよ。緑地の話は、今後の検討の中で御意見も聞いて、市役所さんのほうでまとめてくださいねということで、条件は提示したので、それは理解していただくということで。

落差工で構造物があるというのをもうちょっと。

(事務局) 柳瀬川区間の落差工につきましては、昨年度の柳瀬川の整備工事の中で、今回の配付資料の平面図で、下流側の区間で一部着色されていない白抜きの護岸があると思いますが、こちらの

区間の護岸につきましては整備済みでございます。整備済みの護岸を壊したりすることができないのが1点。プール状の淵を設けるのであれば、その護岸の形状をさらに深くしなければいけないという観点から、そういう検討がなかなか難しいのかなと考えています。

空堀川区間につきましては、先ほど申し上げたように、設計上、プール状の淵を設けたいと思っています。

〇〇委員の提案の中にあるアーチ状の落差工兼魚道につきましては、かなり前断面で描いていただいているような図面だと思うんですが、今回空堀川の着色している護岸につきましては、新合流点の整備に伴って一部改修を要する箇所ですので整備いたしますが、これよりも上流側につきましては、50ミリの護岸ができておりますので、こちら側を壊すことはできません。という観点から、なかなか難しいのではないかという意見を報告させていただきます。

(都民委員) 私の絵をよく見ていただきたいんですけども、柳瀬川の両端に少しすき間をあけています。恐らくそういうことがあるだろうと思って、今のプール状のところは全幅ではないんです。あえてそうしているんです。おわかりになりますか。

今、黄緑に塗っていますけれども、この部分をあえてあけているんです。だから、護岸の際のほうまで全部プールにしましょうという話ではないんです。実際の川の形状を見ても、さっき見ていただいたように、放っておけば自然にああいうふうになるんです。それに近い形にしたらどうですかと。

(副座長) 今どちらのほうですか。

(都民委員) 柳瀬川のほうです。ここを護岸から少し間をあけているのはそういうことです。

柳瀬川のほうは、これが必ずしも最適化どうかというのはあるんですけども、今どきこれぐらいの川で魚道を設けて、一部だけ魚が上がれますという設計は、ちょっとあり得ないですよ。今の自然環境で、柳瀬川の落差工については、実際に九州にある農業用のため池ですけども、これは明治ぐらいにできたんですが、こんなイメージです。それであれば、私も40年ぐらい前に、会社に入って2年目ぐらいに、ある石油化学の工場でうまく流れていなくて、もともとは直壁でオーバーフローさせていたんですけども、こういう形に改造した例があります。

(副座長) 〇〇さん、今のところがまだちょっと理解できていない。柳瀬川のあいているというのは、どこを言っているんですか。

(都民委員) 両サイド。護岸の下の端はここです。ちょっと黒く塗っているところ。

(副座長) 黄色の部分が護岸から離れているということですか。

(都民委員) あえて離していますよということですか。

(座長) あえて離していて、そこに何か構造物なり、何らかの水衝部的なものをつくるということですか。

(都民委員) ブロックは私はお勧めしませんけれども。

(事務局) 形状としては複断面のようなものということですか。真ん中だけくぼんでいるような。

(都民委員) 複断面とはちょっと違いますけれども。

(事務局) イメージとしては。

(都民委員) ダムの場合、必ずこの下流に減勢工がありますよね。東京都の方はダムを設計されたことはないかもしれないけれども、それと同じような形を考えればいいんじゃないかということですか。そこを計画断面より1メートルぐらい深くしてあげれば。

前の絵にはあったと思いますが、ここですとんと落とすのではなくて、こういう形にすれば水の流れも非常にスムーズになりますし、その後に減勢工を設ければいいんじゃないかということ。

(座長) ○○さん、ありがとうございます。今の○○さんの具体の説明については、事務局側はわからない点がありますか。意見は違うにしても、お互いの話だけは共通の認識にしておきたいと思っています。

(事務局) 私のほうから確認ですが、今○○委員がおっしゃった箇所というのは、新柳瀬川区間、つまり落差工から落ちた下流側の区間のことをおっしゃられていると思うんですけども、12月12日の説明会の配付資料にA-A断面があるんですが、この断面で、淵をつけないで1.3メートル落とした後の河床がこれになります。この形状から、真ん中の部分をさらにくぼませてという意味合いですか。

(都民委員) その下流側ですよ。今の落差工の下流側にそういったプールみたいなものをつけて。

(事務局) それがA-A断面になります。

(都民委員) そうです。全部下げるのではなくて、全部下げればこの根入れが足りなくなるのはわかりますから、こういう形にはできるでしょう。水の流れで自然にそうなるんです。それに近い形にすれば一番無理がないんです。それを無理矢理やろうとするから、今のこういうところはブロックが持ち上がってしまって沈下しているわけですね。

(座長) ○○委員、できるんじゃないかではなくて、お考えを整理しているという観点に立って発言していただきたいと思います。

(都民委員) だから、そういう検討ができるんじゃないですかということです。

(座長) 事務局から話は、今の左側の断面より真ん中辺が下がるというお考えですねということです。

(都民委員) そうです。全幅を下げようということではないです。

(座長) その幅として、今の茶色く着色されている両側の幅が、この平面図だと、黄色の部分をとっていますというお話ですね。

(都民委員) そうです。

(座長) こから辺の認識はお互いにいいですか。

(都民委員) それによって水の流れる断面もふえますので。

(座長) 共通認識はそのぐらいでどうでしょうか。空堀の落差についても、基本的には同じようなお考えということによろしいですか。

(都民委員) 落差工の下側については。

(副座長) 落差工そのものの構造が違うということですね。

(都民委員) 落差工の構造は、多段式のアーチ状の。これは1つの提案です。

(座長) 御提案の確認ということで私は今お話をさせてもらっていますが、事務局はその辺はよろしいですか。

(事務局) おっしゃられていることはわかります。

(座長) 担当以外の係長、もしくは事務局としてはよろしいですか。

(副座長) 1つ質問。今、○○委員の説明で、落差工の形状、それから写真も見せていただいてそれはわかったんですが、これはあえて魚道のようなものを設ける必要はない。要するに、幅全面にわたってこの形状でいいと。

(都民委員) 新柳瀬川のほうは、かなり流速も速いし、常時は水が流れないわけですね。だから、ここにあって魚道を設けても多分魚は上がってこないで、先ほどお話しがありましたように、現柳瀬川との合流点の部分改善する。そちらから魚は上がるという考え方です。

(副座長) なるほど。

(都民委員) もう1つは、真ん中を少し下げれば、あそこも落差工がありますけれども、その下は礫層がずっとありますので、今の柳瀬川から、ある程度下から湧いてくるということも考えられるんじゃないかと思っています。

(座長) 魚道の機能とすると、今出ています左側の写真のほうでの魚道の機能を考えればという御提案ということですね。

(副座長) つけるのであれば、つけると。

(都民委員) ええ。あそこら辺も、もし図面をいただければ、それについて私のほうでも提案はしたいと思っています。

(副座長) 常時は余り期待できないけれども、洪水時は水量があるから……。

(都民委員) 私も最初に土木屋としてこれを見たときに、ここを合流点にするのという感じなの。何百メートルもあるところをいきなりどんと落とすわけですから、最初の位置の選定の計画自体に無理があるんです。ただ、今さらそれを変えてくださいというのは無理かもしれないですから、であれば、こういった形にしたらどうでしょうかということです。

(座長) 一方で、事務局側からの話をしておりますが、内容的には御理解していただいたということでよろしいですか。賛成かどうかは別にして、目的としての機能的な考え方というのはお互いに認識しているということではよろしいですか。

それから、次は〇〇委員から出された提案書の中で、私なりに整理させていただきますと、この流域連絡会の意見交換の仕方の提案あるいは御質問と捉えておりますが、事務局のほうから、流域連絡会のそもそもの話、この提案についてどうでしょうか。

(事務局) 〇〇委員のほうから、川づくり清瀬の会からの提案書ということで、1の「河川改修に係わります検討会が」となっておりますけれども、これが流域連絡会の目的の1つに加わったわけではないと我々は思っています。流域連絡会の目的は、きょうもお配りしている設置要綱の第1で書いてありますように、今までいろいろな御要望、提案をいただいておりますけれども、この設置要綱の第1の目的の範囲内で御意見、あるいは提案をいただいていると現状受けとめております。河川改修にかかわります検討会が目的の1つに加わったということでは考えておりません。

したがって、2に、まず組織のあり方、その進め方について検討しなければならないと思いますとありますけれども、今までと同様にこのスタンスでいきたいと思っております。

3は、今後も同じようなスタンスで話し合っていきます。

4に書いてあります中で、現場見学はもちろんそうですけれども、地元の皆様と同時検討会、これはやっていくことにやぶさかではございませんけれども、アドバイザーの必要性ということになりますと、この会がそういった予算的なものを持っておりませんので、この辺はちょっと難しいのかなと考えています。

(座長) ありがとうございます。私のほうで整理しますと、流域連絡会の設置要綱に書かれている第1のとおりということでございます。これは7期は7月から始まりましたが、そのときにもお話ししていたかと思えます。「団体、市及び都が河川に係わる情報や意見交換及び提案等を行

うことを目的として」という会でございますので、川にかかわる情報の交換、意見交換会という目的でございますので、そういった御理解をしていただければと思います。

(団体委員) またわからなくなっていました。要するに、きょうのようなこの話し合いを反映させていただけますかと伺ったときに、そうしますというお返事をいただきましたね。

(座長) これは私としての発言ですが、流域連絡会の設置要綱のとおりとすれば、川に関する情報交換、意見交換、情報の提供ということですので、検討した結果、それを反映させるということではないと理解していただきたいと思います。それは前々から、この設置要綱に基づいたお話をしているかと思いますが。ここら辺は改めて御理解していただかないといけないかなと思います。

(団体委員) 私の提案はここには出されていないんですけれども、〇〇さんの提案をここで今議論しています。その意見がどういう、ここで話をしたら話をしておしまいということですか。

(座長) そういう場合もあろうかと思いますが。

(団体委員) だんだんわからなくなってきました。

(座長) これは分科会のほうでも、東大和の件についても、いろいろな御意見の中で私もこういう発言をさせていただいた。ここの意見なり検討して、皆さん合意したねと言いつつも、いわゆる事務局である行政側の案に合意すれば、当然その案になるわけですけれども、相反する内容のときにどういうふうに関意形成を図っていくかという検討という最終的な結論を出すという目的では、この設置要綱の第1条とはちょっと違うということでございます。

(団体委員) そうしますと、〇〇さんがせっかく描いてきてくださった絵を、私たちは地元の委員会に、地元の話し合いの場に持っていくことはできないんですか。それを地元でまた検討すること。〇〇さん案を、流連でこのような絵を描いてきてくださった方がいらっしゃいますということなんですけれども。

(事務局) 今、〇〇さんがお尋ねになった件は、地元に戻ってお話しして検討していただいて結構だと思います。ただ、3にもありますが、流域連絡会の検討結果となっておりますけれども、そうではなくて、流域連絡会で意見交換した結果というふうに我々は思っております。ですから、ここで提案されたものが全部受けられるということではない、そこだけは御理解いただきたいと思います。ただ、意見をいただいた中で、検討した結果です。だから、受け入れられるものもあれば、どうしても水理学上ちょっと無理なんだというのものもあるかもしれません。その結果を、またこうやって御報告申し上げていく、そういう連絡会だと思っています。

(都民委員) 多分、市民委員の方が皆さん思っているのは、私は6期からですけれども、最初から出ていらっしゃる方もあるんでしょうが、我々の中で意見交換したり、議論した結果というのは、最終的に反映されてきていないんです。例えば先ほどの河床張りに関しても、6期で私も提案させていただきました。ただ、それに対して何の説明もなしに、これで発注しました、発注します。これでは意見交換にもならないし、議論にもなっていないと思うんです。その説明責任が果たされていないところは、我々市民委員の一番のあれなんです。〇〇さん初め、多分皆さん、そう思っている。それに対して何の答えも説明もない。それで、これで発注しますと。

今回はたまたまこういう場が設けられたので、意見交換的なものが流連の場でもできていますけれども、そもそも6期では全くなかったですよ。私のほうからもそういう提案を何回か出させていただきましたけれども、それに対して何の説明もない。

(座長) 今回7期ということでは、昨年からは始まっているわけです。繰り返しになるんですが、大きな

設置要綱の趣旨を事務局、私は行政側ですが、こういった場でお話をさせていただいているということです。きょうも、それぞれの御提案の確認をし、我々も考え方を提示させていただいていますので、ですから、賛同するか、反対するかというのは別な話として、お互いの意見は理解していきたいという場であると思っています。

(都民委員) 川に対する全体的などういう形がいいのか、北北建さんの業務とすれば、市民の安全安心というのが第一なんでしょうけれども、それを満たした上で、空堀川あるいは柳瀬川の上から下まで、こんな形の景観が望ましいんだよというような、理想像というんですか、モデルを描いていらっしゃる方というのはどなたなんですか。そういう方向性というのが全然見えないので、ディティールだけで、今回はこの合流点ですよ、もう1つは東大和の問題ですよと言われても、そのいい悪いというのは、我々土木に対してそれほど詳しいわけではないし、何が言えるかといったら、もう少し自然が欲しいとか、植栽を崩さないでくださいとか、抽象的な言い方になってしまうわけです。ただ、それが何かというと、より親しみやすい、あるいはなじめる、自然とマッチしたような形の川を求めているわけです。

アドバイザーはお金がないからできませんよとおっしゃいましたが、それは流連に対しての話であって、土木の設計をなさる方は当然何かモデルがほしんじゃないですか。理想型がなければどういふ設計をしていいのかわからないですよ。そういうモデルというのが終わりになるのかなと私は思っているんです。あるいは今後そういうものを考えていかれることはないんですか。これは流連とは別の話ですよ。川のあるべき形という意味です。

(座長) そうしますと、今の御発言は、事務局である行政側への話ということですね。事務局、こちら辺はどうでしょうか。

(事務局) 私は設計係長という立場なので、設計のことのお話なので、私からお話しさせていただきます。全体的な視点ということにつきましては、行政という役割の中で、1つの方向性として、皆さん御存じのとおり、河川整備計画というものが定められております。これについては、河川を整備するに当たって、この場合ですと、柳瀬川、空堀川、奈良橋川の背骨と考えておまして、河川整備計画は今後30年、整備するに当たっての目標の背骨というのが載っておりますので、それに基づいて整備しているという思いを描いております。あとは、自由度のあるところ、ないところがございますので、自由度のあるところでやっていく。

今、議論されていますここを一例に説明させていただくと、基本的には、河畔林がなくなってしまうというのがもともとの計画断面です。ですが、これまで担当が説明したとおり、これまでの経緯を踏まえて、何とかお話を取り込んで整備してきているというのが一例ですし、取り込めるものについては取り込んでいくというのも、私どもとしては思っております。

先ほど、なかなか意見が反映されないという御意見は、もちろん全てはできないですが、今回の流域連絡会の中では、粘土張りをやめるとか、下にコンクリートがあるので要らないんじゃないかという御意見については反映させていただいたと思っておりますし、ここの事例でいいますと、かごについては、私どもとしては将来に向かって要らないとは言えません、必要だと思います。ただ、今皆様の御意見の中で、しばらく様子を見る手もあるんじゃないかという御意見もいただいておりますので、そこはこの場が終わった後、持ち帰って、私どもの中で判断した結果でございます。

そういったこともあって、当然意見が反映できたものはいいんでしょうけれども、できないものもありますけれども、できることはやっぴいこうという気持ちは私としては持っていま

す。

(都民委員) 1つ気になるのは、この下流に西武住宅があって、真っ直ぐな直線がありますね。金山調節池まで行く間。例えば金山調節池からこの地点までを見ても、工事をした時期によって川の面相といいますか、形がかなり違いますよね。お金があったときは自然石を置いてみたり、その先はざらっとザラ瀬だったり、おかしいと思うんです。川の面がばらばらだと思うんです。この上からすると、西武池袋線のガードのあたりまでもブロックがやたらに出てきたり、今度ブロックは、四角四面ではなくて石がくっついたものを使うんだというようなことをおっしゃいましたが、その時々によって形が変わってしまうのはしょうがないかもしれませんが、余りちぐはぐな川の面が出てくるというのは、これをつくった人はいかななものかなという評価になってしまいますよね。川的设计で評価なんかされたくないと思っていられるのは大間違いで、これは仕事ですから結果が出てしまうんです。ですから、今までの川の連続性とか、時代的な工法の背景、そういったものの整合をとっていただいて、トータルな意味で頭をお使いになるということが1つ大きなポイントではないかと私は思っております。

(座長) 最後、〇〇委員からの御提案の件について、御質問とか御意見というのは各委員さんのほうからいかがでしょうか。

なければ、4つの要望がございますが、これについてもう1度、その見解と事務局側の考えをお願いできればと思います。

(事務局) 私のほうから御説明させていただきたいと思います。大きく分けて要望は4つございました。1つ目の法面保護工については、先ほども申し上げたように、今回は見合わせるということで御説明しております。

2つ目、分土工も今回は見合わせてほしいという御要望もございました。分土工というのは紫色に着色している部分だと思っております。先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、平成18年度から、東京都としても懇談会等を通じて検討してきておまして、当然、市民の方、地元自治会の方々を入れた懇談会等を実施してきておる内容でございまして、それは懇談会の中で、毎秒110立方メートルという洪水流が流れてきた際には、25と85という分配の仕方分けて流しましょうという形で決定していると私は認識しておまして、懇談会で決まったこの事項を達成させるための施設がこちらの分水施設でございます。ですから、分水施設を取りやめるということに対しても、難しいのではないかと考えております。

また、3番目の川幅についての御要望もございましたが、川幅というのは、分水地点から上流側の河川断面、右岸側の護岸をさらに民地側に押ししてほしいという御要望があったと思っておりますが、配付資料に申し上げてございますが、②の護岸形状につきましては、懇談会あるいは水理模型実験等を通じまして、複断面形状から単断面形状にする、そして河川の位置を右岸側4.2メートル移動させた結果、こちらの護岸構成になります。その事項に関しても、これまでの合意事項と考えまして、こちらを変えるのは難しいと考えています。

また、4つ目の植栽につきましては、これも繰り返しになりますが、緊急車両あるいは管理用車両の動線を適切に確保すること、平常時の利用にも配慮すること、そして、最低限の舗装はしてほしい、この3つの条件さえクリアできていれば検討の余地はあるのかなと考えております。

(団体委員) 〇〇さん、今の説明でよろしいですか。

(団体委員) 座長が提案の確認ですと、ここではその議論は控えてくれというようなお互いの確認事

項をちゃんと持ちましょうという座長からあったので、ですから、私は反論というよりも、私の提案内容がちょっと確実に伝わっているかどうかという話は補足させてもらうけれども、それ以外のことについては、もうちょっと深く検討していただきたいという要望を再度言う以外ないのかなと思います。

今の確認として言っておきますけれども、分土工については、決定事項からその後河川状況が変わっている点。それからもう1つ……。

(座長) 河川状況が変わったというのは、もうちょっと具体的にお伝えしていただけますか。河川状況というのはどういう状況ですか。そこはもうちょっと皆さんにわかるようなお話をしてください。

(団体委員) 25トンの根拠が、先ほどの御説明だと、自然河岸の1.8メートルから2メートルという流速の話だったわけです。その条件の自然河岸の状況が、平成22年までの懇談会の中で話していた河川状況と現在の河川状況が変わっていますという確認を1点。

(座長) 変わっているというのは、どういうふうに変わっているんですか。

(団体委員) 自然河岸の形状が変わっています。

(座長) 重要なことですから。条件が違う、状況が違うことによって最終的な御要望につながっているわけですから、そこは重要だと思います。それはお話をさせていただいたほうがよろしいんじゃないですかということです。

(団体委員) まず、22年当時の自然河岸というのは、細かい話で申しわけないんですが、幼稚園が左岸側にあるんですが、その幼稚園よりもちょっと上流に、川の流れが左岸側に直接当たっていたんです。したがって、自然河岸が直角ではないんですけども、かなりきつい勾配の自然河岸で、そこにもろに川の砂が集まる、そういう流れだったんです。

それが、2011年の下流側の埼玉県の工事によって、その部分に寄せ石、川の真ん中側に動かしているんです。動かして、その間に水生と寄せ石工をやっているんです。それが3メートルぐらいの幅で、護岸から流れを離しているわけです。なおかつ、右岸側の堆砂を削り取って川の断面をつくっている。これだけ下流側は変わってきます。下流が変わっているから条件がまるきり違ってきていると。

(座長) どういうふうに変わっているんですか。つまり、流量がふえたのか、自然河岸がなくなったのか。

(団体委員) 1.8、2.0の流速を条件としている自然河岸の状況が変わっているということ。自然河岸の代表流速の決定の仕方が、3メートルも離しているわけですから計算根拠が変わっているわけです。

(都民委員) 要するに、川幅が広がったということですか。

(団体委員) 玉石護岸でがっちりコンクリでかためられてしまったんです。

(座長) 全員が認識できないと、与条件として。この場ではこれ以上進めなくなってしまうなという思いもあるかと思うんですね。

(都民委員) 東京都は埼玉県からそういう図面はもらっていないんですか。

(座長) そうではなくて、〇〇さんの団体さんが提案してきていることがどういうことなんですかという話です。

(都民委員) 図面を見ればすぐにわかるんじゃないですか。

(座長) それは意見がちょっと違うと思いますよ。我々に振ることじゃないんじゃないですか。

(都民委員) 同じ川をいじっているのに、埼玉県と何も協議していないのはおかしくないですか。

(座長) それはちょっと待ってください。共通認識としてやりましょうというのを、それを振られるのはちょっと待ってください。

(副座長) みんながわかっていないということです。

(座長) わかっていないんじゃないですか、皆さん。わかっていますか、皆さん。

(都民委員) ○○さん、説明をお願いします。

東京都の方が説明できないのがおかしくないですかと申し上げているんです。

(団体委員) 22年当時の自然河岸の状態を言います。左岸側です。自然河岸であると同時に、河畔林です。

ここの上流がどうなっているかという、分水部分がカーブしています。分水部分というのは、外側に水が流れています。当然流速が速いですから土砂が流れてきます。遠心力が働きますから土砂がたまるわけです。左岸側にぶつかって流れが反対側に移るわけです。ぶつかったところに自然河岸があるんです。したがって、昔は水がここを水流れていたんです。

ところが、埼玉県の工事と言っているのは、ここに土を持ってきたんです。川というのは断面積を変えることはできませんので、水生とってこういうものをつくるんです。ここに水生と寄せ石。私が言ったのは、これが3メートル。昔はなかった。ここに設置して、寸法ははかっているんですが、高さが1メートルはあると思います。それで流れを3メートル、特に流れがここにぶつかるわけですから一番厳しいわけです。それがこっちに回っているわけです。

さっき言った2.0とか1.8というのは、平均流速ではなくて代表流速なんです。自然河岸にぶつかってそこを削ります、だから護岸が必要ですよという論理になるんです。それは当然知っていることだから委員の皆さんに御説明したんですけども。

それに対して、自然河岸の法面保護工をするかしないかという条件自体が変わっていますということをおっしゃったんです。ここに2.0の流速が通っていたんですが、今はここを通っているんです。しかも、こういう方向ではなくて、河心方向に向かっています。これは完全に変わっているということをおっしゃって説明している。

これが2011年3月の工事です。これは平成に直すと23年以降の話になります。これは22年の話でやっているから、決定と言っているけれども、条件が変わっていませんかということをおっしゃったわけです。それが1点。

(事務局) 今の位置というのはどこですか。下流ですよ。下流左岸ですよ。

(団体委員) 幼稚園の前あたり。

(事務局) 今、こちらが新合流点部分でございます。川が流れています。おっしゃられているのはこの部分。柳瀬川が蛇行していて、太陽園がございます。その斜め向かい。

(団体委員) その部分を今説明しています。

(副座長) 分水より下流の断面が変わった、前提が変わったということですね。前提が変わったから110の振り分けも変わるべきだということをおっしゃっているわけですね。

(団体委員) 変わるべきというか、検討の余地が十分あるでしょうということですね。

(副座長) ですから、紫の部分もこれに合わせて施工するのではなくて、様子を見てからやると。幅の問題と。

(団体委員) そうです。どういう状況になるかは、こんな言い方は無責任かもしれないけれども、やってみないとわからないでしょうと。

(座長) 事務局のほうは、今の〇〇委員の発言趣旨というのは、よろしいですか。そうすると、流速の1.8から2メートルという要件が、そもそもの決定要件になっていますので、ここら辺も変わってくるという考え方ですか。

(団体委員) 設計条件も変わってくるでしょうねということです。

(座長) そうすると何をおっしゃりたいかという、分水の25トンというのも変わるでしょうというお話ですか。そもそもの考え方が変わるという御提案という理解でいいですか。

(団体委員) そうですね。代表流速の計算が全く変わってしまうはずだから。

(座長) そういう理解ですか。110トンの中で、25と85ではなくて、25ではなくて、例えば2~2.5とかということであれば、もっとふえてもいいんじゃないかと。そういう根底にあるお考えということでもいいですか。

(団体委員) 今、座長が言っているのに誤解があると思っていたんだけど、この自然河岸に対してですから代表流速はここですよ。ここが2.5になるということを私は言っているんじゃないんです。あくまで、断面が変わったわけですから、そこの計算をしていくと、代表流速は仮に2.0としても、流量は25トンということはありません。

(座長) 25トンがもっとふえる傾向ですというお話ですよ。

(団体委員) 再検討の余地があるというのはそういう意味なので……。

(座長) そもそもの考え方が変わるのではないかということですよ。

(都民委員) 以前あふれたというのは、太陽園のあたりですか。

(座長) ちょっといいですか。先ほど来、水の流れは自然に変化して落ちついてきますという話があります。今ここのお話は、自然河岸のところが崩れたので埼玉県のほうでやったということですよ。

(団体委員) 多分違うと思います。

(座長) つまり、曲がってきたのは跳ね返ってここに当たっていると。今もそういう状況ではないんですか。

(団体委員) ないです。こういうぶつかっているところについては、水生その他をやってそれを避けなさいと。これは技術基準においても砂防基準においても。それにしたがって埼玉県がやったということです。それは自然ばかりじゃないではないかというけれども、これは自然の流れなんです。水生というけれども、水生なんか自然の川にいっぱい生えています。それは自然がつくった水生はいっぱいあります。だから、これは自然ではないというものではありません。自然にそういうのはありますから、むしろ施工基準の中で積極的につくれという思想が設計基準の中に流れている。そういったところは積極的に使うべきだろうというのが私の提案内容です。

(座長) お約束の時間を過ぎてしまいました。これまでのこの合流点のお話については、意見交換、具体的にはその趣旨のそれぞれの理解をきょうは約1時間ぐらいされたのかなと、まだまだ足りないところはあるかと思いますが。それで、このまとめになるわけですけども、事務局、次の予定といいますか、そこに関連しますので……。

(団体委員) その前に手短かに短く確認なんですけれども、〇〇さんの懸念も含めまして、この流域連絡会が出た提案については、これは非常に合理性がある、これは採用させていただくということをもたまたま会の前できちっと説明する。採用しないものについては、こういう理由で、これは合理的ではないから採用しませんでしたということもきちっと説明させる。そういうことを必ずやっていたきたい。

それから、設置要綱の第2に提案ということがありますよね。提案というのは、案を出して検討して、いいか悪いか、採用するかしないかという意味で提案するわけだから、何もしないんだったら提案する必要はないわけだから、この提案というのが入っている以上は、今言ったようにきちっとした説明責任を果たしていただきたいということです。

それと、〇〇さんがおっしゃる今の河川環境と水循環の分科会、これを分けなくて、もう1回一緒にしたらという意見ではないんですか。

(団体委員) そうではなくて、こういうことを話し合うについては、2つに分けてしまって、どちらか1つで話し合うというのは違うことであって、もともとは空堀川に流量確保という水循環と環境でやってしまうと、人が分かれてしまって同じ話し合いができない。ですから、こういう問題が起きたときは、ちゃんとした組織をするのでなければ、こういう形態できちんとみんなで話し合っただけで認識、理解をとる、そういう提案です。ここで話し合っただけで、それが結果に反映するのであれば、もっと広く地元の東大和、あるいは清瀬、その人たちとともに同じ場で話し合わない、ここで話し合ったことが2本立てになってしまうわけです。それでは非常に不合理ですから何か考えていかなければいけないと思ったんです。地元もこちらは余り気にする必要はないと。

(座長) もう1回質問していいですか。これは流域連絡会という大前提の中での分科会もあります。場合によっては、こういう議論については一堂の全体会の場合という趣旨ということによろしいですか。

(団体委員) ええ。それで、その結果が反映されるということではないとおっしゃいましたので、そうすれば地元も流連のことを気にしないで話し合っただけです。それはそれでいいですね。

(座長) 流域連絡会というベースになっているこの場の中で、分科会、全体会を今回つくっていますけれども、今の御提案というのは、それ以外にこういった合流部分のまた新たなテーマがあるときには、全体で流域連絡会の中で意見交換をすることもありますねということによろしいんですか。

(団体委員) ありますねではなくて、やっていきましょうという。

(座長) 同じ意味でいいですね。御発言はわかりました。

(団体委員) もう1つ確認。そうしますと、今度は地元できちっと北北建さんと話し合っただけでいかなければならない。そのときに流連の話し合いの結果とか、そういうことは余り気にする必要はないと。流連ではこういう話になったけれどもということではなくて……。

(座長) 私はこういう理解なんです。今の流連の場はいいですよ。一方で、流連に出てきていない地元の自治会さんという大きな組織もあるわけですね。ですから、自治会長さんが代表である御意見というのもよくある話です。ですから、こういったケースに事例をとれば、自治会の代表である方にも説明もよくしております。そういう場面という理解でよろしいですか。

(団体委員) そうですね。例えばこのことについて古くから、18年、23年からずっと話し合いを続けている。1つ例を言わせていただきますと、私たちは河床を広げるなんて、4.5は真つすぐするんですから当然広げなければ右岸が真つすぐなりません。そうではなくて、右岸にゆとりがあるから、1.何メートルのゆとりを全部広げろというのではないんです。北北建さんのほうから、ゆとりがあるから少し河床を広げれば、あるいは淵をつくりながら、流心を右に移しながら流れるねというお話をしてくださりました。淵をつくったときに、またブロックを置かれたのではどうしようもないので言ったら、いや、それは後ろへしっかり矢板を打って、頑丈な護岸

をつくっておけばいいでしょ。そういう話し合いで合意形成されているときに、全くなかったような話になってしまうと困ります。

(座長) 御趣旨は理解しました。それでは、時間も超過しておりますので、先ほどの結論をちゃんと説明をしてもらいたいという御意見も出ましたので、ここら辺も踏まえて次の日程はどうですか。

(都民委員) その前に1つだけ要望があるんですけども。今の護岸の部分ですけども、河畔林の問題に関して、日本の法律が悪いんだと思うんですけども、河川の場合、環境アセスというのを義務づけられていないんです。道路は10キロつくるとアセスをやらなくてはいけない。そこに問題があるんだと思うんですけども、やはり今回のこの部分に関しては、少なくとも事前きちんと環境アセスをやるべきではないでしょうか。

私は、昔ゴルフ場をつくるために開発の申請なんかをやっていたんですけども、最低1年以上。例えば水質の問題、水量の問題、そこにすんでいる魚とか鳥、昆虫、あるいはネズミだとかほかの動物の問題、生えている木、これを全部調べます。そういうことは今までおやりになっていないんですか。まずそれをやって、それで今回工事をやります。その結果を1年後、2年後、3年後という形にやるべきではないかと思えますけれども、それはこれからのやるべきことではないのでしょうか。

(団体委員) 同じ提案をします。モニタリングをよろしく願います。

(座長) 提案ということで承るということでよろしいですか。

それでは、時間も超過しましたので、次回以降の話をしてもらえますか。

(事務局) 時間も過ぎておりますので、手短かに説明します。前期の流域連絡会、きょうは第9回ということで、前期はきょうが最終になります。新年度に入りまして、できるだけ早い時期に第10回を開催したいと思っています。4月は当然役所のほうの組織も人員が新しく変わったりします。あるいは、事務局のお手伝いで今後ろにコンサルさんが入っていますけれども、来年度のコンサルさんとの契約。その辺を考えますと、早くても5月の中ごろが後期のスタートになるうかと思えます。

(座長) 5月中ごろという予定で、その場面には、きょうの御意見、御提案、我々の事務局側の内容を御理解した上で、先ほどの御発言のように、何らかの最終的なお話ということになるうかと思えます。ここら辺の具体的話は我々内部的な調整もした上で、開催日の御案内をするということにしたいと思えます。

(団体委員) 1つだけ済みません。懇談会で流速、流量が決められたので中止ということもおっしゃられたんですけども、私たちは〇〇さんに絵を描いていただいて、どうしてもあそこに動線がなくなるから人道橋でも橋を、動線をつくっていただけませんという提案をさせていただきました。きっぱりと橋は作りませんとおっしゃって拒否されました。流連でもそうです。橋をつくってほしいという地元の方から言われたときに、橋は作りませんときっぱりと言われてしまいましたので、その後はもう橋の提案は流連でも地元の懇談会でもされていません。そのように、後になって必要性があるからと何の説明もなく橋がつけられたのと同じように、時の流れで変わってくることもあり得ると思えます。ですから、そこに余り縛られないで、懇談会でこう決まったからと、それはなしにしてください。臨機応変に、1つの決まりはきちんとあるんですけども、何とか考慮できるところは考慮していきましょ、いい川にしていきましょ、そして今、中小河川の技術基準にのっとった工法をやっていきましょと、次は5月ま

でここはありませんので、ぜひその間に、多自然川づくりポイントブックⅠ、Ⅱ、Ⅲに沿った川づくりに近づけていただきたい。それをぜひお願いいたします。

(座長) 御意見と提案ということで賜ります。

今年度、9回ということでここでおしまいになるわけですが、ちょっと振り返ってみますと、きょうはかなり突っ込んだ話ができのかなと。お互いに言っていることがかなりわかってきたのかなということでは、私としては、この意見交換としては、ある程度、少しずつお互いの考え方はわかるようになってきたのかなという意味では、私は座長として皆様の御協力をいただいて、ここら辺までできたということは非常にうれしく思っておりますし、皆様の御協力があつたということで感謝申し上げる次第でございます。

まだまだいろんな御意見があろうかと思いますが、引き続きよろしく願いして、きょうの会ということで締めさせていただきますと思います。ありがとうございました。